

福岡市食品廃棄物分別保管場所整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市食品廃棄物分別保管場所整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、事業者が食品廃棄物の保管のためにごみ・資源物置場を整備・改修等（以下「整備」という。）する場合において、その整備に要する費用についてその一部を公益財団法人ふくおか環境財団（以下「財団」という。）が補助することにより、適正排出のための基盤整備の促進を図ることを目的とする。

(補助の対象となる経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、食品廃棄物の分別のための保管場所の整備に要する費用（消費税及び地方消費税を含む）のうち別表に定める費用とし、補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）において整備されたものとする。（交付申請前に整備、購入・設置したものも対象とする。）

2 補助対象期間は、当該年の2月1日から翌年1月31日までとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は予算の範囲内とし、前条に規定する補助対象経費の2分の1以下とし、10万円を上限額とする。なお、交付については、1箇所の保管場所の整備につき1回とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助金の交付の対象者は公募により募集する。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者
- (2) 福岡市内に事業所等を所有し、事業系一般廃棄物にあたる食品廃棄物を排出している、又は新たに排出する見込みのある者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 保管場所について自ら所有し整備を行うことができる事業者
 - ② 保管場所について所有者から委任を受けて管理を行っており、整備を行うこと

についての許可を受けている事業者

(4) 次のいずれかに該当する者

- ① 福岡市の一般廃棄物処分業許可を取得している食品廃棄物資源化施設で資源化を行っている、又は交付申請と同一年度内において行う見込みのある者
- ② 自ら生ごみの堆肥化を行っている、又は交付申請と同一年度内において行う見込みのある者

(5) 市税を滞納していない者

(6) 次のいずれにも該当しない者

- ① 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- ② 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- ③ 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（暴力団の排除）

第 6 条 理事長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 理事長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 理事長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 理事長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。

- (1) 交付申請額が確認できる見積書等の書類
- (2) 整備を行う保管場所について、自ら所有すること又は所有者等から許可が得られていることが証明できる書類
- (3) 整備場所の現況写真及び整備内容が確認できる図面等
- (4) 法人の場合は法人登記簿(全部事項証明)

- (5) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）ただし、財団による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。
- (6) 個人においては、本人確認ができる公的な証明書の写し。ただし、財団による住民基本台帳の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。
- (7) 事業関係者名簿（様式第 2 号）
- (8) その他理事長が必要と認める書類

（申請受付期間等）

第 8 条 前条の規定による交付申請の受付期間（以下「交付申請受付期間」という。）は、当該年度の 12 月 28 日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までとする。なお、郵送による申請の場合は当日消印有効とする。

- 2 交付申請受付期間であっても、前条の規定による交付申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付の決定）

第 9 条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 前項に規定する、補助金の交付を決定したときは福岡市食品廃棄物分別保管場所整備費補助金交付決定通知書（様式第 3 号の 1）により、補助金の不交付を決定したときは福岡市食品廃棄物分別保管場所整備費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号の 2）により、すみやかに事業者には通知しなければならない。
- 3 理事長は、補助金の交付の決定において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

第 10 条 第 9 条の規定による交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、その交付申請を取り下げる場合には、福岡市食品廃棄物分別保管場所整備費補助金交付申請取下書（様式第 4 号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は整備が完了したときは、福岡市食品廃棄物分別保管場所整備費補助金実績報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものと

する。

- (1) 整備を行った後の現況写真
- (2) 補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し
- (3) 次のいずれかに係る書類
 - ① 実績報告時点において、福岡市の一般廃棄物処分業許可を取得している食品廃棄物資源化施設で資源化を行っていることの確認ができる書類
 - ② 実績報告時点において、生ごみの堆肥化を行っていることの確認ができる書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金の交付額を確定し、福岡市食品廃棄物分別保管場所整備費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 理事長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定により行った補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を辞退したとき。
 - (2) 第7条に規定する交付申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
 - (5) 第5条に規定する補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消し又は返還の命令について、相当の理由があると理事長が認めたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

- 2 交付決定者が補助金の交付を受けた後に、補助対象経費に係る消費税について還付を受けた場合は、理事長は、還付を受けた消費税に対する補助金について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(申請の方法)

第15条 第7条、第10条第1項及び第11条の規定による申請は電子メール、郵送又は補助金担当課の窓口への提出のいずれかの方法によることとする。

(個人情報の取扱)

第16条 理事長は、福岡市食品廃棄物資源化費用補助金において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

2 収集した個人情報は、財団のほか、財団と個人情報に関する機密保持契約等を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。

3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福岡市条例第8号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

3 この要綱の終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表（第3条関係）

（1）補助対象経費

補助対象経費		経費支出基準	限度額
保管場所に設置する設備等の購入費及びリース料	購入費	整備に必要な物置、コンテナ、保冷库、ポリバケツ及びそれらに付随する備品等に係る経費。	対象経費の2分の1以下とし、10万円を上限とする。
	リース料	機器の借上げに要する経費 (設置費、送料含む) ※補助対象は当該年の2月～翌年1月までのリース料	
保管場所の整備に必要な資材等の購入費		整備に必要な部品材料費及び印刷費等に要する経費。	
設置工事費及び修繕費		整備に必要な塗装、加工、設置工事等に要する経費。	
その他理事長が認める経費		理事長が特に認める経費	